

ファームバンキング／ホームバンキング利用規定の一部改正について

（２０２５年１０月１日実施）

（下線部分は改正部分を示す。）

改正	現行
ファームバンキング／ホームバンキング利用規定	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定
埼玉県信用農業協同組合連合会	埼玉県信用農業協同組合連合会
第１条 ファームバンキング／ホームバンキング ～ (省略)	第１条 ファームバンキング／ホームバンキング ～ (省略)
第４条 本人確認	第４条 本人確認
第５条 取引の依頼・依頼内容の確認等	第５条 取引の依頼・依頼内容の確認等
1. (省略)	1. (省略)
2. 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、 <u>端末機器を通じて</u> 契約者に依頼内容を確認し <u>ていただきます</u> 。その内容が正しい <u>場合</u> 、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思によ <u>る</u> 、かつ依頼内容が真正なものとし、みなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消 <u>し</u> 、変更等はできないものとします。	2. 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を <u>端末機器を通じて</u> 確認し <u>ますので</u> 、その内容が正しい <u>時には</u> 、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思によ <u>り</u> 、かつ依頼内容が真正なものとし、みなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。
3. ～ (省略)	3. ～ (省略)
5.	5.
第６条 通知サービス ～ (省略)	第６条 通知サービス ～ (省略)
第７条 照会サービス	第７条 照会サービス
第８条 振込・振替サービス	第８条 振込・振替サービス
1. (省略)	1. (省略)

改正	現行
2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (1) ～ (省略) (5) (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 (削除) 第9条 取引内容の記録等 ～ (省略) 第11条 暗証番号、セキュリティ等 第12条 解約等 1. ～ (省略) 4. 5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (1) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。 ～ (省略) (7) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。 (8) <u>利用規定及び取引約定に違反したと当会が認めたとき。</u> (9) <u>次のいずれかに該当したことが判明した場合。</u> <u>ア 暴力団</u> <u>イ 暴力団員</u> <u>ウ 暴力団準構成員</u> <u>エ 暴力団関係企業</u> <u>オ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>カ その他ア～オに準ずる者</u>	2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (1) ～ (省略) (5) (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> 第9条 取引内容の記録等 ～ (省略) 第11条 暗証番号、セキュリティ等 第12条 解約等 1. ～ (省略) 4. 5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (1) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。 ～ (省略) (7) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。 (8) <u>本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。</u> (9) <u>その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)

改正	現行
<u>キ 契約者が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u>	(追加)
<u>(ア) 暴力的な要求</u>	(追加)
<u>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u>	(追加)
<u>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u>	(追加)
<u>(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当会の信用を毀損し、又は当会の業務を妨害する行為</u>	(追加)
<u>(オ) その他前各号に準ずる行為</u>	(追加)
<u>(カ) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u>	(追加)
<u>ク 法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含む）や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると判断した場合、及び、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u>	(追加)
<u>ケ 契約者が当会に届け出た事項の全部又は一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合又はそれらの疑いがあると判断した場合</u>	(追加)
<u>コ 契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限らない）の全部又は一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u>	(追加)
<u>サ 当会が、契約者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u>	(追加)
<u>シ その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき</u>	(追加)
(以下省略)	(以下省略)